

防 災 業 務 計 画

2021 年 3 月

東日本旅客鉄道株式会社

I 一般編

目 次

第 1 章	総則	
第 1 節	目 的	1
第 2 節	適用範囲	1
第 3 節	災害対応の方針	1
第 2 章	防災体制	
第 1 節	施設に対する防災体制	2
第 2 節	対策本部の設置・運営	2
第 3 節	防災業務施設及び設備の整備	2
第 3 章	災害予防	
第 1 節	防災上必要な教育	4
第 2 節	防災上必要な訓練	4
第 3 節	防災体制	4
第 4 章	災害応急対策	
第 1 節	社員及び家族の安否確認	5
第 2 節	非常参集	5
第 3 節	情報の収集及び連絡	5
第 4 節	広 報	5
第 5 節	お客さまの避難	5
第 6 節	消火活動	5
第 7 節	水防、消防及び救助に関する措置	6
第 8 節	建設機材の現況の把握及び運用	6
第 9 節	技術者の現況の把握及び活用	6
第 10 節	災害時における資材の供給等	6
第 11 節	通信連絡の方法	6
第 12 節	電力の確保	6
第 13 節	交通輸送対策	7
第 14 節	駅構内等の秩序の維持と帰宅困難者への対応	7
第 15 節	ダム、水門等の管理	7
第 16 節	関係機関への応援要請	7
第 17 節	非常用食料等の備蓄	7
第 5 章	災害復旧	
第 1 節	災害復旧の実施の基本方針	8
第 2 節	災害復旧計画及び実施	8
第 6 章	津波への対応	
第 1 節	津波注意区間の指定	9
第 2 節	列車の運転規制	9
第 3 節	お客さまの避難誘導	9
第 4 節	社員の避難等	9

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 39 条第 1 項並びに大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 6 条第 1 項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条第 1 項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 6 条第 1 項の規定に基づいて定める防災業務計画であって、東日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）をご利用のお客さまの安全を確保するとともに、当社が管理運営する鉄道事業及びこれに関連する事業等に係わる車両、施設、設備等の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務の大綱を定め、もって防災活動の総合的かつ有機的な推進をはかることを目的とする。

そのため、線路、施設等が自然現象からうける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、関係行政機関、関係公共機関並びに鉄道事業者及びグループ会社、協力会社との密接な連携のもとに万全の措置を講ずる。

第 2 節 適用範囲

この計画は、災害が発生し、または発生するおそれのある場合について適用する。

ただし、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合については「Ⅱ 南海トラフ地震編」、東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報が発表された場合、ならびに東海地震に対する事前対策については「Ⅲ 東海地震編」をそれぞれ適用する。

第 3 節 災害対応の方針

災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、社員はお客さまの安全を最優先に考え、負傷者の救助・救命及びお客さまの避難誘導にあたる。

第 2 章 防災体制

第 1 節 施設に対する防災体制

災害の発生に対処するため、諸般の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう綿密な整備計画をたて、その実施の推進をはかる。

第 2 節 対策本部の設置・運営

1 災害が発生した場合においては、当該災害の規模その他の状況により、必要に応じ本社並びに関係する本社附属機関及び支社等（支社等とは、当社の統括機関、地方機関及び上信越工事事務所をいう）に対策本部を設置する。そのために、災害応急対策及び災害復旧の推進をはかる組織を、あらかじめ構成しておく。

2 東京 30km 圏内^(※)で震度 5 弱以上及びそれ以外の箇所で震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、本社及び支社等に対策本部を設置する。

本社対策本部は、本社ビルに設置する。本社ビルに本社対策本部を設置することが困難な場合は、東京支社ビルに本社対策本部を設置する。本社ビル及び東京支社ビルともに本社対策本部を設置することが困難な場合は、高崎支社ビルに設置する。

(※) 東京 30km 圏内とは以下の行政区分内とする。

東京都・・・東京 23 区、武蔵野市、三鷹市、小金井市、立川市、日野市、国立市、小平市、国分寺市、多摩市、町田市、八王子市、府中市、清瀬市、稲城市、東村山市、昭島市

神奈川県・・・横浜市、川崎市、相模原市

千葉県・・・千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、松戸市、柏市、我孫子市、流山市

埼玉県・・・さいたま市、川口市、蕨市、戸田市、所沢市、越谷市、三郷市、吉川市、朝霞市、新座市

茨城県・・・取手市

第 3 節 防災業務施設及び設備の整備

1 関係気象官署との連絡を緊密に行い、予報及び警報の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備しておく。

- 2 前項に定める気象観測設備のほか、一定規模以上の地震が発生した場合に、列車を早期に停止させる設備等の整備を推進する。
- 3 大規模な地震等が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話、衛星通信装置など、無線系通信設備を配備しておく。

第 3 章 災害予防

第 1 節 防災上必要な教育

社員に対し、平常業務を通じて災害予防に関する教育を行い、知識の普及をはかる。

第 2 節 防災上必要な訓練

防災関係業務に従事する社員に対しては、負傷者の救助・救命及びお客さまの避難誘導並びに防災対策、災害復旧等に必要な判断力と技能を養成し、安全を確保するとともに迅速かつ適切な災害復旧活動を遂行しうよう所要の訓練を行う。そのため、総合防災訓練等に積極的に参加させるとともに、情報連絡、予防措置等災害防止に関する知識の吸収に努めさせる。

第 3 節 防災体制

- 1 災害の発生が予想される場合には、安全を確保するため、関係機関の長は、これに関する規程等に基づき、すみやかに所定の体制をとる。
- 2 予報及び警報を関係現業機関に迅速かつ正確に伝達するため、その組織及び方法並びに警報の発令基準等について、あらかじめ所要の定めをしておく。
- 3 災害時において直ちに必要となる要員、機器、資材等の入手方法及び輸送の計画をたて、調達・輸送管理体制を確立する。

なお、あらかじめ災害予備用貯蔵品として保管して置く必要があると認められる資材等については、所定の保管箇所に適正な保有数量等を定め、保管管理しておく。

第 4 章 災害応急対策

第 1 節 社員及び家族の安否確認

災害時には、社員及び家族の安否を確認する。

第 2 節 非常参集

- 1 災害時に非常参集する社員及び計画をあらかじめ定めておく。
- 2 非常参集する社員は、安否確認報告後、非常参集箇所に集合し、情報収集及び対策本部の設置、運営等を行う。

第 3 節 情報の収集及び連絡

- 1 災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握するため、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また、グループ会社及び協力会社並びに関係行政機関、地方自治体等と密接な情報連絡を行うことができるよう、これに必要な措置等を定めておく。
- 2 震度 6 弱以上の地震が発生した場合等被害が甚大で、かつ広域に及ぶときは、被害状況の早期把握ができるよう、次の措置をしておく。
 - (1) ヘリコプターを使用するための優先契約を締結し、搭乗者の指定、被災状況を把握する方法等をあらかじめ定めておく。
 - (2) 支社等対策本部を介して、列車や駅等の被害状況、救助要員の参集状況等を把握する方法をあらかじめ定めておく。

第 4 節 広 報

災害が発生した場合において、被災線区等の輸送状況、被害の状況等を迅速かつ適切に把握し、報道機関等にこれを広報できるよう、その体制を定めておく。

第 5 節 お客さまの避難

災害時におけるお客さま及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法並びに緊急輸送のための計画をあらかじめ定めておく。

第 6 節 消火活動

火災発生時において、可能な限り初期消火活動に努めるために、消防計画等をあらかじめ定めるとともに、消防設備の設置場所を把握しておく。

第 7 節 水防、消防及び救助に関する措置

- 1 出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておく。
- 2 震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、本社対策本部の指示に基づき、非被災支社から被災支社へ救助要員を派遣する。この場合の救助要員の参集・派遣等の計画をあらかじめ定めておく。

第 8 節 建設機材の現況の把握及び運用

- 1 当社及び協力会社のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうるようあらかじめ定めておく。
- 2 前項の場合、協力会社からの応急用建設機材の確保に関する協議等の方法をあら

かじめ定めておく。

第 9 節 技術者の現況の把握及び活用

災害業務に従事する技術者、技能者の技術、技能の程度、人員、配置状況等を的確に把握しておくとともに、緊急時における従事命令の発動方法、手順等を定めておく。

第 10 節 災害時における資材の供給等

- 1 応急資材の供給については、緊急調達の活用、災害復旧用資材の適正な保有及び配置、緊急配給体制の確立等により、迅速な供給の確保をはかる。
- 2 前項の場合、災害復旧用資材等の入手の方法等について、あらかじめ定めておく。

第 11 節 通信連絡の方法

- 1 災害時においては、その必要に応じ非常無線の発動、移動無線機の運用、臨時回線の構成、中継順路の変更等の通信回線運用措置をとるとともに、非常通信規約による官公庁通信系の相互活用をはかる。
- 2 大規模災害の発生時においては、優先電話を指定し、緊急以外の通話を制限するなど、通信回線の輻輳を回避する必要な措置を講じておく。

第 12 節 電力の確保

災害時における電力確保のため、非常用予備発電装置、携帯用発電機及び予備電源設備の利用並びに電力会社系統からの受電方策を定めておく。

第 13 節 交通輸送対策

- 1 災害区間着となり又はこれを通過するお客さまの乗車券類の発売及び荷物の引受にかかわる制限並びに回線区に対する輸送力の増強、自動車等による代替輸送及び並行社線との振替輸送等の計画を策定しておく。
- 2 救助要員の派遣、復旧用資材の運搬など、道路の優先通行ができるよう行政機関等とあらかじめ協議しておく。

第 14 節 駅構内等の秩序の維持と帰宅困難者への対応

- 1 災害時における混乱を防止し秩序を維持するため、関係行政機関との密接な連携のもとに、お客さまの適切な誘導等、駅構内、列車等の秩序の維持に関する実施要領を定めておくとともに、随時、関係社員の訓練を行い、お客さまの安全の確保を期する。
- 2 災害時における帰宅困難者への対応として、駅構内に滞留しているお客さまに対し、避難場所等への案内・誘導、安全の確認を前提とした一時滞在場所の提供及び備蓄品の提供等に必要な措置を講じておく。

第 15 節 ダム、水門等の管理

ダム、せき、水門等における防災施設の効用を十分に発揮するため、その取扱い及び操作に関する計画並びに災害時における放流等について、その地域の住民その他関係者とダム管理者との協議に基づき、あらかじめ所要の措置を講じておく。

第 16 節 関係機関への応援要請

- 1 地震・津波等が発生したとき及び津波警報が発表されたときに効率的な協力が得られるよう警察、消防及び関係行政機関とあらかじめ協議しておくとともに、自衛隊の効率的な派遣が受けられるよう関係都県と協議しておく。
- 2 地震・津波等が発生したとき及び津波警報が発表されたときに効率的な協力が得られるよう関係支社等、グループ会社及び協力会社とあらかじめ打合せ、応援体制を確立しておく。

第 17 節 非常用食料等の備蓄

発災時に備えて必要に応じ、保存食料、飲料水等を備蓄する。

第 5 章 災害復旧

第 1 節 災害復旧の実施の基本方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業等を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施する。

第 2 節 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後可及的すみやかに、本復旧計画をたて、これを実施する。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。

第 6 章 津波への対応

第 1 節 津波注意区間の指定

地震発生時に津波の到達が予想される線区において、運転規制、避難等が必要となる津波注意区間を、自治体から公表されている津波浸水予測図等及び過去の津波の浸水域等に基づき、あらかじめ指定する。

第 2 節 列車の運転規制

津波警報等が発表された時は、次の各項に掲げる列車の運転取扱いを実施する。

- 1 津波注意区間外に在線している列車は、津波注意区間内に進入させない。
- 2 津波注意区間内の列車で、運転に支障がないと判断できる場合は、可能な限り津波注意区間外又は次の停車場まで運転を継続する。
- 3 対策本部から列車の運転を再開しても差し支えないことの通告を受けるまでは、列車の運転を再開してはならない。

第 3 節 お客さまの避難誘導

津波警報等が発表された時など津波の危険性を知り得た場合は、お客さまに対して次の各項に掲げる措置を講じる。

- 1 津波注意区間内の駅のお客さまに対しては、放送等により避難を呼びかけ、避難場所へ避難誘導を行う。
- 2 津波注意区間内で停止した列車のお客さまに対しては、避難を呼びかけ、避難誘導を行う。

第 4 節 社員の避難等

社員は、津波警報等が発表された時など津波の危険性を知り得た場合は、お客さまを避難させるとともに、社員自らも避難する。

なお、津波警報の解除が発表されるなど津波による危険がないことが確認されるまでは津波注意区間内では業務に従事しない。

II 南海トラフ地震編

目 次

第 1 章	総則	
第 1 節	目 的	1
第 2 節	適用範囲	1
第 2 章	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応	
第 1 節	南海トラフ地震臨時情報の伝達	1
第 2 節	対策本部の設置及び廃止	1
第 3 節	臨時情報が発表された場合の列車運転	2
第 4 節	お客さまへの情報提供	2
第 5 節	その他の対応	2
第 3 章	訓練および教育	
第 1 節	臨時情報発表時の対応訓練	2
第 2 節	臨時情報発表に備えた防災上必要な教育	2

II 南海トラフ地震編

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この南海トラフ地震編は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第1項の規定に基づいて定める防災業務計画であって、東日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）をご利用のお客さまの安全を確保するとともに、当社が管理運営する鉄道事業及びこれに関連する事業等に係わる車両、施設、設備等の災害予防等について、迅速適切に処理すべき業務の大綱を定め、もって防災活動の総合的かつ有機的な推進をはかることを目的とする。

第 2 節 適用範囲

この計画は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合について適用する。なお、南海トラフ地震が発生し、当社の車両、施設、設備等に被害等が発生した場合は、「I 一般編」を適用する。

第 2 章 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応

第 1 節 南海トラフ地震臨時情報の伝達

本社及び関係する支社等において南海トラフ地震臨時情報（以下「臨時情報」という）が発表された場合の情報伝達経路をあらかじめ定めておく。

第 2 節 対策本部の設置及び廃止

- 1 気象庁より臨時情報（調査中）、（巨大地震警戒）及び（巨大地震注意）が発表された場合は、必要により本社及び関係する支社等に対策本部を設置する。なお、本社対策本部は本社ビル内に設置し、設置したときは関係行政機関へその旨を報告する。
- 2 本社及び関係する支社等の対策本部長は社長及び支社等の長とし、それぞれが不在の場合の代理者をあらかじめ定めておく。
- 3 臨時情報が発表された場合は、情報伝達経路に従って、その旨を連絡する。
- 4 後発地震の発生が無い、もしくは後発地震が発生した場合でも当社をご利用のお客さまや当社の車両、施設、設備等に被害がない場合は、臨時情報（巨大地震注意）が解除された際に対策本部を廃止する。また、臨時情報（調査終了）が発表された際にも対策本部を廃止する。

第 3 節 臨時情報が発表された場合の列車運転

臨時情報が発表された際に列車運転を行う場合は、後発地震に対する安全に留意する。

第 4 節 お客さまへの情報提供

臨時情報が発表された場合は、臨時情報が発表されたこと、並びに列車の運転状況についてお客さまに情報提供を行う。

第 5 節 その他の対応

- 1 本社および関係する支社等において、災害用備蓄品の保管状況、数量等の確認を行う。
- 2 関係する支社等において、緊急輸送用自動車の点検や給油を行う。

第 3 章 訓練および教育

第 1 節 臨時情報発表時の対応訓練

関係社員に対して、臨時情報が発表された場合に必要な対応に関し、次の各号に掲げる内容の訓練を行う。

- (1) 臨時情報が発表された際の伝達訓練
- (2) 対策本部設置訓練
- (3) お客さまへの情報提供訓練
- (4) その他必要な訓練

第 2 節 臨時情報発表に備えた防災上必要な教育

関係社員に対して、臨時情報発表時の対応を行う上で必要な次の各号に掲げる内容の教育を行う。なお、南海トラフ地震発生後の対応に関する教育は「I 一般編」によるものとする。

- (1) 臨時情報の概要および発表時の取るべき対応
- (2) 南海トラフ地震の想定最大震度、想定される津波高さ及び浸水範囲
- (3) 臨時情報発表時に鉄道事業者に求められる役割
- (4) 被教育者が果たす役割
- (5) その他必要な教育

III 東海地震編

目 次

第 1 章	総則	
第 1 節	目 的	1
第 2 節	適用範囲	1
第 2 章	東海地震に関連する調査情報発表時の対応	
第 1 節	東海地震に関連する調査情報の伝達	2
第 2 節	要員の確保等	2
第 3 章	東海地震注意情報発表時の対応	
第 1 節	東海地震注意情報の伝達等	3
第 2 節	対策本部の設置	3
第 3 節	注意情報発表後の対策実施状況に関する 情報の収集及び伝達	4
第 4 節	列車の運転規制	4
第 5 節	緊急広報	4
第 6 節	お客さまへの案内等	4
第 7 節	その他の準備	5
第 4 章	警戒宣言及び地震予知情報発表時の対応	
第 1 節	警戒宣言及び地震予知情報等の伝達	6
第 2 節	対策本部の設置	6
第 3 節	地震防災応急対策の実施状況に関する 情報の収集及び伝達	6
第 4 節	列車の運転規制等	6
第 5 節	地震防災応急対策に関する緊急広報	7
第 6 節	お客さまの待機、救護等	7
第 7 節	警備対策	7
第 8 節	避難対策	7
第 9 節	緊急輸送	7
第 10 節	施設、設備の取扱い	8
第 11 節	発災後に備えた人員等の配備手配	8
第 5 章	施設の整備	
第 1 節	大規模地震対策特別措置法第 6 条第 1 項第 2 号 に規定する施設等の整備	9
第 2 節	その他の施設の整備	9
第 3 節	線路に近接する施設の整備	9
第 6 章	事前対策	
第 1 節	地震防災訓練	10
第 2 節	地震防災上必要な教育	10
第 3 節	事前広報	11
第 4 節	関係機関への応援要請	11

第 5 節	消防対策・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
第 6 節	病院等医療施設における救護対策・・・・・・・・	1 1
第 7 節	非常用食料、応急復旧用資材等の確保・・・・・・・・	1 1

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この東海地震編は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 39 条第 1 項及び大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 6 条第 1 項の規定に基づいて定める東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）における防災業務計画であって、東日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）をご利用のお客さまの安全を確保するとともに、当社が管理運営する鉄道事業及びこれに関連する事業等に係わる車両、施設、設備等の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務の大綱を定め、もって防災活動の総合的かつ有機的な推進をはかることを目的とする。

そのため、線路、施設等が自然現象からうける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、関係行政機関、関係公共機関並びに鉄道事業者及びグループ会社、協力会社との密接な連携のもとに万全の措置を講ずる。

なお、強化地域の関係支社等における具体的な対策については、各関係支社等の長が定める地震防災に関する計画により実施する。

第 2 節 適用範囲

この計画は、東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報、及び東海地震予知情報が発表された場合に適用する。また東海地震に対する事前対策についても適用する。

第 2 章 東海地震に関連する調査情報発表時の対応

第 1 節 東海地震に関連する調査情報の伝達

本社内及び関係支社等並びにお客さまへの東海地震に関連する調査情報(以下「調査情報」という。)の伝達ルートをあらかじめ定めておく。

なお、対策本部に關係する本社内各長及び關係支社等の長は、あらかじめ地震防災に関する応急対策を実施するための体制、連絡系統等具体的措置を定め、所属社員及び社内關係箇所への周知徹底をはかる。

第 2 節 要員の確保等

- 1 対策本部に關係する本社内各長及び關係支社等の長は、調査情報が発表された場合に必要により關係社員を非常参集する等、情報の収集活動等が円滑に実施されるよう体制を整えておく。
- 2 關係支社長は、帰宅困難者の低減のため、東海地震注意情報が発表された際に円滑に輸送が行われるよう体制を整えておく。

第 3 章 東海地震注意情報発表時の対応

第 1 節 東海地震注意情報の伝達等

- 1 本社内及び関係支社等並びにお客さまへの東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）の伝達ルートをあらかじめ定めておく。
- 2 注意情報の伝達は、注意情報が発表された後、速やかに行う。
- 3 関係支社長は、注意情報が発表された場合、列車の運転に関する情報を逐時お客さまに迅速に伝達するため、あらかじめ情報伝達方法を定めておく。伝達に際しては、分かり易い表現となるよう留意するとともに、事後の予想される事態もあわせて示す。

第 2 節 対策本部の設置

- 1 注意情報が発表された場合は、本社及び関係支社等に対策本部を設置する。
なお、本社対策本部は、本社ビル内に設置し、設置したときは関係行政機関へその旨を報告する。
- 2 本社対策本部の組織及び任務は、次に掲げるもののほか、あらかじめ定めておく。
 - (1) 本部長は社長とし、本社対策本部の業務を統轄する。
 - (2) 副本部長は鉄道事業本部長等とし、本部長を補佐し、本部長不在の場合は、その職務を代理する。
- 3 注意情報が発表された場合は、あらかじめ定めたルートに従って対策本部の関係者及び地震防災に関する応急対策に関係する者（以下「地震対策の関係者」という。）に対しその旨を連絡する。
- 4 地震対策の関係者は、注意情報が発表されたことを知ったときは、直ちに対策本部等あらかじめ定められた箇所に参集する。
- 5 夜間及び休日等の場合においては、本社対策本部を設置するまでの間、緊急本社対策本部を設置する。
- 6 緊急本社対策本部は、東京総合指令室の各指令員により構成し、この場合における総括責任者は総括指令長とする。
- 7 緊急本社対策本部は、本社対策本部を設置するまでの間における列車の運転規制の手配及びそれに附帯するお客さまの状況等の情報の収集・伝達等、緊急業務を処理する。
- 8 本社及び関係支社等の対策本部は、その任務を満了したときに廃止する。

第 3 節 注意情報発表後の対策実施状況に関する情報の収集及び伝達

- 1 関係支社等の対策本部は、注意情報発表後の列車の運転規制状況、お客さまの状況等を随時本社対策本部に対し報告する。
- 2 本社対策本部は、前項の報告に基づき、関係行政機関に注意情報発表後の対策の実施状況について報告する。

第 4 節 列車の運転規制

- 1 警戒宣言が発せられたときの列車の輸送手配を円滑に行い、かつ、運転規制によるお客さまへの影響を少なくするため、次の各号に掲げるところにより、あらかじめ列車の運転規制手配を行う。
 - (1) 注意情報が発表されたときは、強化地域内を運転中又は強化地域内へ進入する予定の貨物列車等については、警戒宣言が発せられたときに旅客列車の運転規制等に支障がないように、原則として最寄りの貨物駅等に抑止を行う。ただし、強化地域外への進出が可能と判断される場合には運転を継続する。
 - (2) 注意情報が発表されたときは、強化地域内を旅行目的地としないお客さまを主として輸送する列車（夜行寝台列車等）については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。

なお、強化地域内を運転中の旅客列車は、原則としてそのまま運転を継続する。
- 2 前項の運転規制の方法については、あらかじめ定めておく。

第 5 節 緊急広報

- 1 注意情報が発表されたときは、列車の運転等を規制すること等を迅速に広報し、お客さまに対して旅行の中止を慫慂する。
- 2 前項の広報の方法、内容については、あらかじめ定めておく。

第 6 節 お客さまへの案内等

注意情報が発表された場合、お客さまに対して、警戒宣言が発せられたときは列車の運転を中止すること等状況を説明し、旅行の中止を慫慂する。

なお、強化地域の境界付近を内方に向かって運転中の列車のお客さまに対しては、状況により最寄りの駅で強化地域外へ向かう列車に移乗することを案内する。

第 7 節 その他の準備

注意情報が発表された場合には、警戒宣言が発せられたときに、地震防災応急対策が円滑に実施できるようにその準備を行うものとし、次の各項に掲げる対策を実施する。

- 1 関係する支社等は、緊急輸送用自動車の整備、点検を行う。
- 2 発災時危険が予想される建物等危険区域への立入禁止のために用いる柵、ロープ、掲示板等を準備する。
- 3 工事現場等においては、警戒宣言が発せられたとき、すみやかに工事等を中止できるように必要な準備を行う。
- 4 災害復旧に関する業務機関では、警戒宣言が発せられたときに関係社員を円滑に非常参集できるように体制を整えておく。
- 5 グループ会社及び協力会社に復旧要員の員数の把握を依頼する。
- 6 復旧用資材・機器の所在、数量等を確認するとともにグループ会社及び協力会社の手持ちの資材・機器についてもその数量等の把握を依頼する。

第 4 章 警戒宣言及び地震予知情報発表時の対応

第 1 節 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達

- 1 本社内及び関係支社等並びにお客さまへの警戒宣言及び地震予知情報等の伝達ルートをおらかじめ定めておく。
- 2 警戒宣言及び地震予知情報は、注意情報等が発表された場合と同様の方法で逐次お客さまに迅速に伝達する。この場合、伝達に際しては、具体的にとるべき行動をあわせて示す。

第 2 節 対策本部の設置

- 1 警戒宣言が発せられたときは、本社及び関係支社等に対策本部を設置する。
なお、本社対策本部は本社ビル内に設置することとし、設置したときは関係行政機関へその旨を報告する。
- 2 本社対策本部の組織及び任務は、第 3 章第 2 節第 2 項に準ずる。
- 3 警戒宣言の伝達を受けた場合は、あらかじめ定めたルートに従って対策本部の関係者及び地震防災応急対策に関係する者に対しその旨を連絡する。
- 4 本社及び関係支社等の対策本部は、その任務を満了したときに廃止する。

第 3 節 地震防災応急対策の実施状況に関する情報の収集及び伝達

- 1 警戒宣言が発せられた場合、支社等の対策本部は、列車の運転規制状況、お客さまの待機状況等の地震防災応急対策の実施状況を随時本社対策本部に対し報告する。
- 2 本社対策本部は、前項の報告に基づき、関係行政機関の地震災害対策本部に地震防災応急対策の実施状況その他の警戒宣言が発せられた後の状況について報告するとともに、関係箇所へ必要に応じ、報告、指示又は要請を行う。そのため、必要な連絡体制をおらかじめ定めておく。
なお、関係の支社等においても本社に準じて連絡体制を整えておく。
- 3 第 1 項の情報の収集及び伝達の緊急通話を確保するため、専用電話設備のほか、必要により無線系通信設備を配備しておく。

第 4 節 列車の運転規制等

- 1 警戒宣言が発せられたときの列車の運転規制手配は、次の各号による。
 - (1) 強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制する。

- (2) 当該地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。
- 2 前項の運転規制の方法については、あらかじめ定めておく。
- 3 警戒解除宣言が発せられたときは、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認等を行った後、列車の運転を再開する。

第 5 節 地震防災応急対策に関する緊急広報

- 1 警戒宣言が発せられた場合、強化地域内並びに強化地域外であって影響がある区間での列車の運転状況、お客さまの待機状況等を的確に把握し、これらの情報等を適宜報道機関等に広報できるよう、その体制を整えておく。
- 2 お客さまからの運転状況の問合せに対して、適切な案内ができるよう関係箇所へこれら情報の周知徹底をはかる。

第 6 節 お客さまの待機、救護等

- 1 駅施設内及び駅に停車した列車内のお客さまのために、駅施設内及び列車内の必要な場所を開放する。ただし、列車の停止が長期間となった場合、危険が見込まれるとき及び発災後は、地方自治体の定める避難地へお客さまを避難させる。
- 2 前項のお客さまのうち、病人等緊急の救護を要するお客さまは駅周辺の指定医療機関等に収容することとし、その協力体制を確立しておく。また、駅等で常備している応急医療品を定期的に整備点検するとともに、救護を要するお客さまに対し応急措置が可能な体制を整えておく。

第 7 節 警備対策

駅施設内及び列車内等のお客さまの安全確保、秩序の維持をはかるため、混雑の状況等を勘案のうえ関係社員を適宜配備し、また必要により警察の応援を求める。

第 8 節 避難対策

津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等には列車を抑止させない。またこの地域にある駅等のお客さまをあらかじめ定めた避難地に直ちに避難させる。

第 9 節 緊急輸送

警戒宣言が発せられた場合の地震防災応急対策の実施に必要な要員、資材及び機器

等の緊急輸送は、緊急輸送用自動車によるほか必要によりヘリコプターの活用をはかる。

なお、関係する支社等は、緊急輸送用自動車にかかわる運用計画をあらかじめ定め、必要台数につき緊急輸送用自動車の承認をとっておく。

第 10 節 施設、設備の取扱い

- 1 発災時危険が予想される建物等危険区域への立入禁止のため、柵、ロープ等で区画するとともに必要な掲示を行う。
- 2 エレベーター、エスカレーター、ボイラー等の機械類は、最も安全な状態で停止処置をとるとともに必要な掲示を行う。
- 3 作業現場においては、列車の運行やお客さまの安全確保のための所要の安全措置を施したうえ、作業を中止する。
- 4 工事現場においては、列車の運行やお客さまの安全確保のため必要により仮設物等の撤去又は補強を行ったうえ、工事を中止する。

第 11 節 発災後に備えた人員等の配備手配

- 1 災害復旧に関係する支社等では、関係社員を非常参集する等発災後に備えた体制を整えておく。
- 2 グループ会社及び協力会社に復旧要員の待機を依頼するとともに、その員数を把握する。

第 5 章 施設の整備

第 1 節 大規模地震対策特別措置法第 6 条第 1 項第 2 号に規定する施設等の整備
地震防災応急対策を実施するため必要な消防用設備並びに情報連絡設備等を整備する。

第 2 節 その他の施設の整備

鉄道施設の地震に対する安全性の強化、地震時の長期間不通防止等の観点から東海道本線を中心に関連設備の耐震化をはかる。

第 3 節 線路に近接する施設の整備

線路に近接する施設等（こ線道路橋、線路近接建築物、煙突等）の落下、倒壊による鉄道線路への被害防止については、損壊のおそれのある施設等の管理者等に対し施設整備を緊急に実施するよう要請するとともに、関係官庁に対し、施設整備の指導並びにその推進を要望する。また、線路が近接する当社用地外の斜面、のり面等の崩壊、土石流等により鉄道施設が被害を受けるおそれのある箇所についても強化対策等の実施を関係官庁等に要請する。

第 6 章 事前対策

第 1 節 地震防災訓練

1 関係社員に対して、地震防災応急対策及び地震災害応急対策に必要な次の各号に掲げる内容の訓練を行うとともに地方自治体等が実施する総合共同訓練に積極的に参加し、必要な知識の吸収に努める。

- (1) 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達訓練
- (2) 非常参集訓練
- (3) 列車の運転規制及び運転再開の訓練
- (4) お客さまの待機、救助・救命訓練
- (5) 復旧体制及び災害復旧訓練
- (6) 消防訓練
- (7) その他必要な訓練

2 地震防災総合訓練を関係支社等の参加のもとに、年 1 回以上実施する。

第 2 節 地震防災上必要な教育

関係社員に対して講習会・説明会の開催、パンフレットの配付等を行うとともに平常業務を通じて、次の各号に掲げる事項について必要な教育を行う。

- (1) 注意情報及び警戒宣言の性格並びにこれに基づきとられるべき措置
- (2) 予想される地震及び津波に関する知識
- (3) 地震防災応急対策に関する知識
- (4) 地震災害応急対策に関する知識
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 被教育者が果たす役割
- (7) その他必要な事項

第 3 節 事前広報

注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の強化地域内及び当該地域外での輸送確保の見込み、お客さまの待機方法等について、様々な情報伝達により、お客さまに対して前広に周知をはかる。

第 4 節 関係機関への応援要請

- 1 警戒宣言が発せられたとき及び発災したときに効率的な協力が得られるよう警察、消防等関係行政機関とあらかじめ協議し、実施要領等を定めておく。
- 2 被害状況の把握、緊急輸送の確保のための自衛隊ヘリコプター等の出動については、関係知事と協議し、出動要請の要領を定めておく。
- 3 強化地域の支社等は、当該地域内外の関係支社等並びにグループ会社及び協力会社とあらかじめ打合せのうえ、地震災害応急対策に関する広域的な応援体制を確立しておく。

第 5 節 消防対策

- 1 火気管理等出火防止対策について必要な措置を講じておく。
- 2 消防計画に基づいて消防設備を点検整備し、消防体制を定めておく。
- 3 火災から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を点検整備するとともに救助・救命等に必要な措置を講じておく。

第 6 節 病院等医療施設における救護対策

- 1 直営医療機関は、救護の出動要請に対応できるようあらかじめ救護班を編成し、救護計画を定めておく。
- 2 直営医療機関は、天幕シート、処置台、担架、毛布、救護医療品等救急資材の増備をはかり、定期的に点検整備し万全を期しておく。
- 3 直営医療機関は、非常用電源、給水、給湯設備等の増強をはかり、負傷者の収容体制を整備しておく。

第 7 節 非常用食料、応急復旧用資材等の確保

- 1 発災時に備えて必要に応じて、保存食料、飲料水等を備蓄する。
- 2 応急復旧用資材等の配備状況を点検のうえ、必要に応じ増備をはかる。